

仮想通貨販売所規定

株式会社 bitExpress（以下、当社という）が、お客様より仮想通貨の売却又は購入のお申込を頂いた際には、本規定により仮想通貨の売却又は購入をいたします。

- 1 当社は店頭にてその時点のレートを公示し、又はお客様のご要望に応じて店頭にて当該時点のレートをお伝えします。これらのレートはあくまで参考であり、これらのレートで販売又は購入することを確約するものではありません。
- 2 当社が売買を承諾した時点で、売買契約が成立します。売買契約の成立後は、お客様より契約を取り消すことはできません。但し、大幅な市況の変化、値付けシステムの異常、売買の、当社から売買契約を取り消すことができるものとします。
- 3 売買に際しては、犯罪収益移転防止法をはじめ、マネーロンダリング防止に関する法令を含む、全ての適用法令を遵守いただくものとします。また、状況により、売買に際してパスポート、運転免許証等の公的証明書をご提示頂く場合があります。
- 4 当社による仮想通貨の売却の場合には、当社はお客様から金銭を受領し、原則としてその後に仮想通貨の送付の手配を致します。なお、送付の完了には一定の時間を要することがあります。
- 5 当社による仮想通貨の購入の場合には、当社はお客様から仮想通貨の送付を受領し、原則として送付を受けたことの確認をした後、金銭をお支払い致します。なお、受領の確認のためにはブロックチェーン上で一定数のコンメーションがなされることが必要となる場合があります、この場合の必要なコンメーション数は当社が合理的裁量により定める数とします。
- 6 当社は、お客様が当社にご連絡された口座番号やアドレスの誤り、ブロックチェーンのシステムのエラー、契約後の仮想通貨の価格変動によるリスク(第 5 項及び第 6 項により相応の時間を要したことによる価格変動リスクを含みます)等の責任を一切、負いません。
- 7 当社とお客様との間には本規定のほか、BitExpress サービス総合規定の規定が適用されます。

【平成 29 年 7 月 31 日制定】

仮想通貨売買(媒介、代理、取次)規定

株式会社 bitExpress (以下、当社という) が、お客様より仮想通貨の売却又は購入の媒介、代理、取次のご依頼を、お申込を頂いた際には、本規定により媒介、代理、取次ぎを行います。

- 1 当社はお客様を媒介、代理、取次することにより、お客様のご希望される数量、金額、時期による仮想通貨の売買を実行できるように尽力します。但し、当社は仮想通貨の売買の成約を保証するものではありません。
- 2 当社が取引の相手方を探索し、買主及び売主の両当事者が仮想通貨の売買(価格、決済方法を含みます)を承諾した時点で、お客様同士の間には売買契約が成立します。売買契約の成立後は、一方のお客様より契約を取り消すことはできません。
- 3 前項に関わらず、両当事者が合意した場合、又は、大幅な市況の変化、システムの異常等により当社が売買の取消を行うことが合理的と認めた場合、当社から売買契約を取り消すことができるものとします。
- 4 売買に際しては、犯罪収益移転防止法をはじめ、マネーロンダリング防止に関する法令を含む、全ての適用法令を遵守いただくものとします。また、状況により、売買に際してパスポート、運転免許証等の公的証明書をご提示頂く場合があります。
- 5 売買の決済方法は、お客様同士にて、直接、仮想通貨の送付、金銭の送付を行っていただくことを原則とします。当社が例外的に仮想通貨の預託を受ける場合、当社は法令に従い分別管理を行います。
- 6 当社は、媒介、取次、代理に際し、当社所定の手数料をお客様の一方又は両方から受領します。
- 7 当社は、お客様同士の決済の不具合、ブロックチェーンのシステムのエラー、契約後の仮想通貨の価格変動によるリスク等の責任を一切、負いません。
- 8 当社とお客様との間には本規定のほか、BitExpress サービス総合規定の規定が適用されます。

【平成 29 年 7 月 31 日制定】

bitExpress サービス総合規定

第1条 適用

- 1 本規約は、株式会社 bitExpress(以下「当社」といいます。)とお客様との間の仮想通貨の販売及び購入、それらの媒介、代理及び取次ぎ、その他関連サービス(以下「本サービス」といいます。)に関し、当社とお客様との間の権利義務関係を定めることを目的とし、お客様と当社の間の本サービスの利用に関わる一切の關係に適用されます。
- 2 当社が別途定め、当社が当社ウェブサイト上で随時掲載する本サービスに関するルール、諸規定等は本規約の一部を構成するものとします。

第2条 お客様のコンピューター

- 1 本サービスの提供を受けるために必要なコンピューター、ソフトウェアその他の機器、通信回線その他の通信環境等の準備及び維持は、お客様の費用と責任において行うものとします。
- 2 お客様は自己の本サービスの利用環境に応じて、コンピューター・ウィルスの感染の防止、不正アクセス及び情報漏洩の防止等のセキュリティ対策を自らの費用と責任において講じるものとします。

第3条 禁止行為

- 1 お客様は、本サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはなりません。
 - ① 当社、又は本サービスの他の利用者その他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為(かかる侵害を直接又は間接に惹起する行為を含みます。)
 - ② 犯罪行為に関連する行為又は公序良俗に反する行為
 - ③ 法令又は当社若しくはお客様が所属する業界団体の内部規則に違反する行為
 - ④ コンピューター・ウィルスその他の有害なコンピューター・プログラムを含む情報を送信する行為
 - ⑤ 本サービスに関し利用しうる情報を改ざんする行為
 - ⑥ 当社による本サービスの運営を妨害するおそれのある行為
 - ⑦ その他、当社が不適切と判断する行為
- 2 当社は、お客様が以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、お取引を拒否し、解除し、又は取り消しを行うことがあります。
 - ① 当社に提供された情報の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記載漏れがあった場

合

- ② 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意等を得ていなかった場合
- ③ 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。以下同じ。）である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っているとは当社が判断した場合
- ④ 前項各号に該当する行為を行った場合
- ⑤ その他、当社がお取引を適当でないと判断した場合

第4条 本サービスの停止等

- 1 当社は、以下のいずれかに該当する場合には、お客様に事前に通知することなく、本サービスの利用の全部又は一部を停止又は中断することができるものとします。
 - ① 本サービスに係るコンピューター・システムの点検又は保守作業を定期的又は緊急に行う場合
 - ② コンピューター、通信回線等が事故により停止した場合
 - ③ 火災、停電、天災地変などの不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合
 - ④ ハッキング・その他の方法による当社資産盗難の場合
 - ⑤ 値付システムその他の本サービス提供に必要なシステムの異常の場合
 - ⑥ 不正利用等の調査を行う場合
 - ⑦ その他、当社が停止又は中断を必要と判断した場合
- 2 当社は、当社の都合により、本サービスの提供を終了することができます。この場合、当社はお客様に事前に通知するものとします。
- 3 当社は、当社のビットコインの在庫状況により、お客様に事前に通知なく本サービスの提供を停止することができます。
- 4 当社は、本条に基づき当社が行った措置に基づきお客様に生じた損害について一切の責任を負いません。

第5条 利用停止等

- 1 当社は、お客様が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知又は催告することなく、当該お客様について本サービスの利用を一時的に停止し、又はお客様としての登録を取り消すことができます。
 - ① 本規約のいずれかの条項に違反した場合
 - ② 当社、他のお客様その他の第三者に損害を生じさせるおそれのある目的又は方法

で本サービスを利用した、又は利用しようとした場合

- ③ 手段の如何を問わず、本サービスの運営を妨害した場合
- ④ 支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
- ⑤ 自ら振出し、若しくは引受けた手形若しくは小切手につき、不渡りの処分を受けた場合、又は手形交換所の取引停止処分その他これに類する措置を受けたとき
- ⑥ 差押、仮差押、仮処分、強制執行又は競売の申立てがあった場合
- ⑦ 租税公課の滞納処分を受けた場合
- ⑧ 死亡した場合又は後見開始、保佐開始若しくは補助開始の審判を受けた場合
- ⑨ 第3条各号(禁止行為)を行った場合
- ⑩ お客様が当社若しくは当社従業員に対して、電話、FAX、メール、メッセージなどの連絡手段で高圧的な態度を取った場合
- ⑪ その他、当社がお客様としてのご利用の継続を適当でないと判断した場合

- 2 前項各号のいずれかの事由に該当した場合、お客様は、当社に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対して全ての債務の支払を行わなければなりません。
- 3 当社は、本条に基づき当社が行った行為によりお客様に生じた損害について一切の責任を負いません。

第6条 保証の否認及び免責

- 1 当社は、ビットコインの販売・買取、その他関連サービス並びにビットコインの価値、機能、使用先及び用途につき如何なる保証及び如何なる責任(瑕疵担保責任を含みません。)も負いません。お客様が当社から直接又は間接に本サービス又は他のお客様に関する情報を得た場合であっても、当社はお客様に対し本規約において規定されている内容を超えて如何なる保証も行わないものではありません。
- 2 当社は、仮想通貨の販売・買取、及び仮想通貨の売買の媒介、代理、取次ぎのサービスを行うものであって、お客様の注文を成立させる義務を負うものではありません。したがって、お客様の注文が成立せず、又はお客様間の売買契約において無効、取消、解除その他契約の成立又は有効性を妨げる事由があった場合でも、当社は、お客様に対して、損害を賠償する責任を一切負わないものとします。
- 3 お客様は、本サービスを利用することが、お客様に適用のある法令、内部規則等に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査するものとし、当社は、お客様による本サービスの利用が、お客様に適用のある法令、内部規則等に適合することを何ら

保証するものではありません。

- 4 本サービスに関連してお客様と他のお客様又は第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等については、お客様の責任において処理及び解決するものとし、当社はかかる事項について一切責任を負いません。
- 5 当社は、当社による本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能又は変更、お客様の情報の削除又は消失、お客様の登録の取消、本サービスの利用によるデータの消失又は機器の故障若しくは損傷、その他本サービスに関連してお客様が被った損害につき、賠償する責任を一切負わないものとします。
- 6 当社ウェブサイトから他のウェブサイトへのリンク又は他のウェブサイトから当社ウェブサイトへのリンクが提供されている場合でも、当社は、当社ウェブサイト以外のウェブサイト及びそこから得られる情報に関して如何なる理由に基づいても一切の責任を負わないものとします。
- 7 当社は、システムの異常による本サービスにおけるビットコインにかかる約定を取り消すことができます。その際、当社は、当該取消その他本サービスに関連してお客様が被った損害につき、賠償する責任を一切負わないものとします。
- 8 当社は、ビットコインに対する法律、政令、法令、規則、命令、通達、条例、ガイドラインその他の規制(以下「法令等」といいます。)若しくは関連した税制の将来の変更(過去に遡及する場合を含みます)によりお客様に損害が発生した場合であっても、賠償する責任を一切負わないものとします。

第7条 権利帰属

本サービスに関する所有権及び知的財産権は全て当社又は当社にライセンスを許諾している者に帰属しており、本サービスの利用許諾は本サービスに関する当社又は当社にライセンスを許諾している者の知的財産権の使用許諾を意味するものではありません。

第8条 紛争処理及び損害賠償

- 1 お客様は、本規約に違反することにより、又は本サービスの利用に関連して当社に損害を与えた場合、当社に対しその損害を賠償しなければなりません。
- 2 当社は、本サービスに関連してお客様が被った損害について、一切賠償の責任を負いません。なお、消費者契約法の適用その他の理由により、本項その他当社の損害賠償責任を免責する規定にかかわらず当社がお客様に対して損害賠償責任を負う場合においても、当社の賠償責任は、損害の事由が生じた時点から遡って過去1ヶ月の期間にお客様から現実に受領した本サービスの利用料金の総額を上限とします。

第9条 本規約等の変更

- 1 当社は、本サービスの内容を自由に変更できるものとします。
- 2 当社は、本規約を変更できるものとします。当社は、本規約を変更した場合には、当社のホームページに掲載し、掲載後、お客様が本サービスを利用した場合には、お客様は、本規約の変更に同意したものとみなします。

第 10 条 連絡/通知

本サービスに関する問い合わせその他お客様から当社に対する連絡又は通知、及び本規約の変更に関する通知その他当社からお客様に対する連絡又は通知は、当社の定める方法で行うものとします。

第 11 条 準拠法及び管轄裁判所

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、沖縄地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 12 条 協議解決

当社及びお客様は、本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合には、互いに協議の上速やかに解決を図るものとします。

【平成 29 年 7 月 31 日制定】